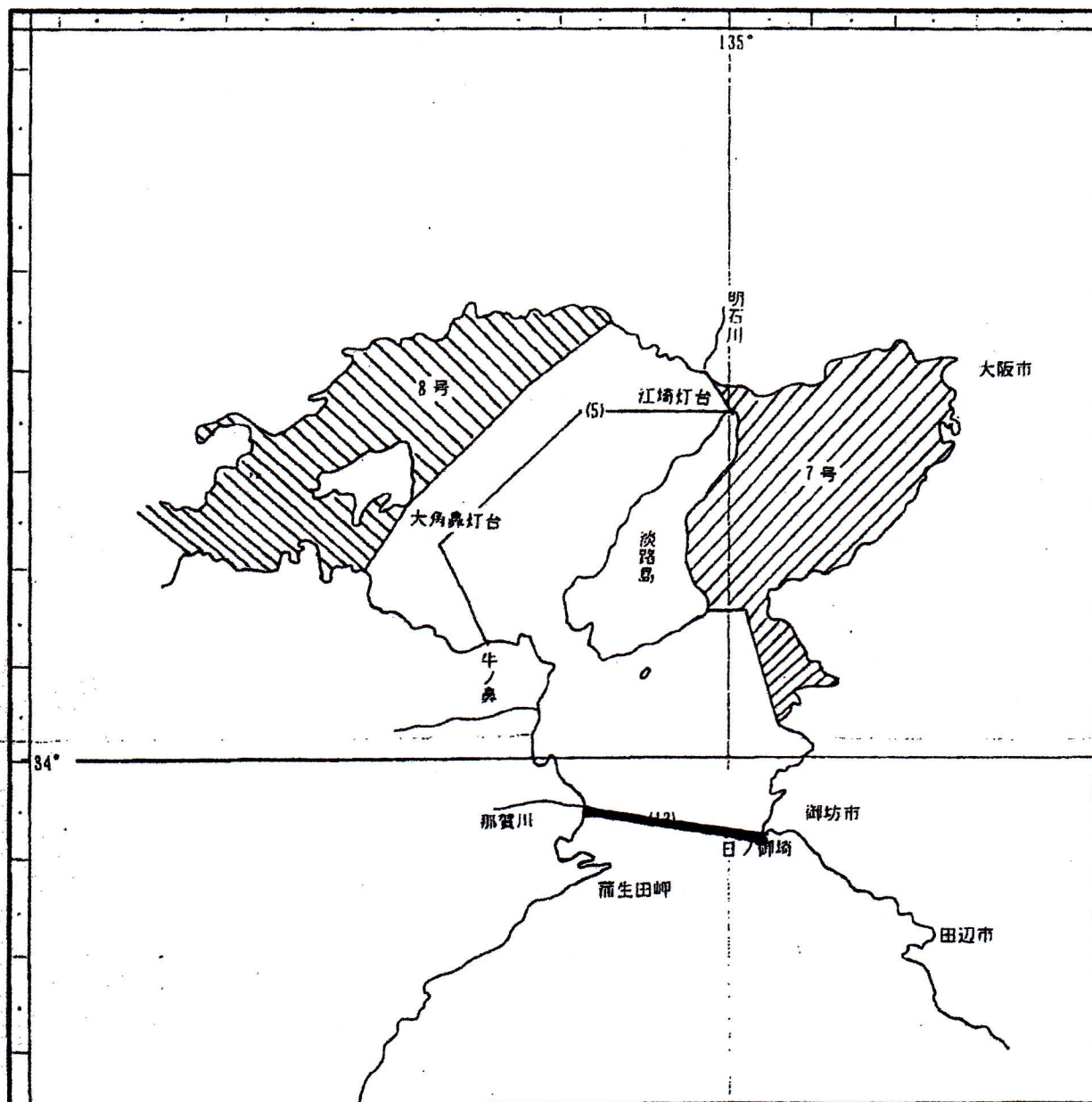


8号水域を母港とする川口の東端エリア

母港

第8号の水域（東部）



分類	航行区域文章
059908099 5 海里制限 	ただし、次のaからeの各地点（a兵庫県明石川口左岸突端 b同県淡路島江崎灯台 c同地点から90度15海里の地点 d香川県大角鼻灯台から140度5海里の地点 e徳島県牛ノ鼻）を順次結んだ線、fからiの各地点（f愛媛県黒山山頂 g山口県八幡峰から180度5海里の地点 h同県祝島西端から235度5海里の地点 i同島西端から295度5海里の地点 j同県宇部岬から115度5海里の地点 k同岬から205度5海里の地点 l福岡県松原山山頂）を順次結んだ線、次のmからnの各地点（m福岡県狩尾鼻 n山口県網代崎）を結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。
049908099 1 2 海里制限 	ただし、次のaからbの各地点（a和歌山県日ノ御崎 b徳島県那賀川口左岸突端）を結んだ線、cからdの各地点（c愛媛県佐田岬 d大分県関崎）を結んだ線、eからgの各地点（e福岡県鎌ノ崎 f同地点から0度12海里の地点 g山口県大崎）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。